

# 規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名:厚生労働省)

【事務・事業名】	職業能力開発業務の研修
1. 根拠法令	職業能力開発促進法第46条第3項、第55条
2. 実施主体	中央職業能力開発協会
3. 従事者数	別紙のとおり。
4. 予算額	40億円(当該法人総収入額:16年度決算ベース)
5. 事務・事業の内容	別紙のとおり。
6. 民間開放の状況	<p>技能検定試験に関する業務は、現行制度においても他の民間団体が行うことができるものであり、既に民間開放を行っている。また、当該業務を行う民間団体がない職種についてのみ中央職業能力開発協会が当該業務を行っているところであり、仮に中央職業能力開発協会が行っている職種について民間団体が当該業務を実施することを希望する場合には、実施体制が確保されていること等の一定の条件の下に当該業務を実施することが可能である。</p> <p>ビジネス・キャリア制度に関する業務は、現行制度においても他の民間団体が行うことができるものであり、既に民間開放を行っている。</p>
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	<p>職業に必要な労働者の能力の開発、向上を促進することは、労働者の職業の安定、地位の向上を図るためのみでなく、企業の生産性や競争力を高め、我が国の経済社会を発展させるためにも不可欠なものである。</p> <p>職業能力の評価は、評価を受けた労働者の企業内外での能力の証明を容易にし、労働者の能力習得意欲を増進させることから、職業能力開発において重要な役割を占めるものであり、また、労働者や企業が労働市場に係る適切な情報、つまりは業種・職務別の統一的な基準に基づく労働者の職業能力の評価に係る情報を入手できるようにするとともに、労働者が自己の職業能力を認識しつつ、その職業生活設計に則して教育訓練を受け、キャリア形成を図ることができるようにするためにも必要なものである。</p> <p>現在、労働移動が活発化しており、社会的インフラとして職業能力の評価の重要性が増している状況にあり、ビジネス・キャリア制度、技能検定試験の実施などを含めた包括的な職業能力評価制度の整備に係る業務を廃止することはできない。</p>
8. 更なる民間開放についての見解	<p>技能検定試験及びビジネス・キャリア制度に関する業務は、現行制度においても他の民間団体が行うことができるものであり、既に民間開放を行っている。</p>

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

# 規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名:厚生労働省)

【事務・事業名】 職業能力開発業務の研修
9. 個別の質問項目
(質問)技能検定の問題作成を独占的に行っているようであるが、問題作成者の経歴又は必要な資格要件について伺いたい。
1 技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき行われている。 2 技能検定の実施体制については、同法第46条により、厚生労働大臣が実施計画を定め、都道府県知事が当該計画に従い、実技試験及び学科試験の実施等の技能検定に関する業務を行うこととされている。技能検定の実施を希望する適当な民間機関がある職種については、同法第47条により、当該職種に関連する民間機関を指定試験機関として指定し、試験問題の作成を含め技能検定の試験業務を行わせているが、指定試験機関として技能検定の実施を希望する適当な民間機関が存在しない職種(都道府県知事が実施する職種)については、同法第46条第3項により、中央職業能力開発協会に試験問題を作成の業務を行わせているところである。 3 技能検定試験に関する業務は、現行制度においても他の民間団体が行うことができるものであり、既に民間開放を行っている。また、当該業務を行う民間団体が無い職種についてのみ中央職業能力開発協会が当該業務を行っているところであり、仮に中央職業能力開発協会が行っている職種について民間団体が当該業務を実施することを希望する場合には、実施体制が確保されていること等の一定の条件のもとに更なる民間開放をすることは制度的に可能である。したがって、技能検定の問題作成について制度的に独占している状況にはない。 4 中央職業能力開発協会が技能検定試験に係る試験問題の作成等の業務を行う場合は、同法第67条により、中央技能検定委員に行わせなければならないこととされており、中央技能検定委員の要件については、厚生労働省令において、「技能検定に関し高い識見を有する者であって、当該検定職種について専門的な技能、技術又は学識経験を有するもの」とされている。なお、中央技能検定委員には、大学教授等の学識経験者や企業の製造・技術部門長、熟練技能者などが選任されているところである。
(質問)ビジネス・キャリア制度の委託を独占しているようであるが、試験問題作成者の経歴又は必要な資格要件について伺いたい。
1 ビジネス・キャリア制度においては、業種横断的にホワイトカラー系のそれぞれの職種について、レベル毎に必要な知識や能力を体系化することを出発点としている。 このような知識・能力の体系化は、民間企業はもちろん、民間の教育訓練機関では作成し得ないものであり、民間教育訓練機関においては、当該体系をベースに、それぞれの教育訓練機関毎に、その有するノウハウ等を活かしながら、講座の開設・運営を行っている。 2 このような知識・技能の習得を確認するための試験についても、同様に業種横断的に各職種毎に必要な知識・能力を体系化でき、かつ、事業主団体等を会員とし、特別な法律による公正性が担保され、民間の中核的指導団体として事業主団体等を指導している中央職業能力開発協会においてはじめて可能となるものである。 3 以上のように、業種横断的な知識・能力の体系化、試験の実施は協会が行い、知識・能力習得のための講座の運営は民間教育訓練機関が行い、それぞれの特長に応じ、役割分担をしているものである。 4 また、試験問題作成者に必要な資格要件は特に定めてはいないが、試験問題については、ホワイトカラー労働者の職務に必要な知識習得を適切に判断できるよう、人事・労務・能力開発、経理・財務等の分野毎に、各分野における業界団体、専門的な知識を有する学識経験者、企業の人事・労務等の担当者等に参画していただき作成を行っているところである。
(質問)CADトレース技能審査を厚生労働省所管で行っている理由を伺いたい。
1 CADトレース技能審査は、教育訓練施設や事業所においてCADを用いた図面作成に従事している者を対象として、図面作成の実技試験によってアプリケーション・ソフトの活用スキルを、学科試験によってそれらに関連する知識をそれぞれ評価する試験であり、中央職業能力開発協会が自らの目的を達成するために民間法人の立場から自らの事業として実施しているものである。 2 また、技能審査認定制度は、労働者の技能の向上と技能労働者の経済的社会的地位の向上に資するため、労働者の有する職業に必要な知識及び技能の程度を審査し、及び証明する事業のうち、公益法人以外の非営利団体が実施する技能審査であって、技能振興上奨励すべきものを、厚生労働大臣が認定する制度であり、技能審査認定規程(昭和48年労働省告示第54号)に基づき実施している。 3 CADトレース技能審査については、実施主体である中央職業能力開発協会から認定申請があり、当該技能審査は認定する際の趣旨・要件を満たしていたことから、平成9年3月に認定に至ったものである。なお、厚生労働大臣認定を受けた技能審査(現在8団体9職種)に対する国の関与は厚生労働大臣の認定のみであり国費の支弁等はない。 4 なお、技能審査認定制度については、現在では、行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)において「公益法人が国から推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から厳しく見直した上で、今後とも国の関与が必要とされるもの以外のものについては、当該事務・事業に対する国の関与は廃止する」旨決定されたことを踏まえ、公益法人が実施してきた技能審査については厚生労働大臣の認定を廃止するとともに、新規の認定は行わないこととしているところである。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。